

#### 1. Y国の状況

- 平成X-1年12月、新たな鳥インフルエンザA(H7N9)ウイルスのヒト感染4例を公表。その後の新規患者の発生は、散発的な発生に止まっていた。
- 症状は通常の季節性インフルエンザより重篤化し、肺炎などを引き起こす患者が多いことが報告されていた。
- 平成X年10月に入ってから新たな感染症例の報告が増加し、WHOの協力の下、疫学的調査を強化。
- 10月に発症した患者はY国内の5地域で241名であり、うち49名は死亡、残り192名は 入院中又は退院。
- 11月27日現在、Y国内での11月に入ってからの新規患者数は、1000名以上であり、 少なくとも100名が死亡。

#### 2. WHOの状況

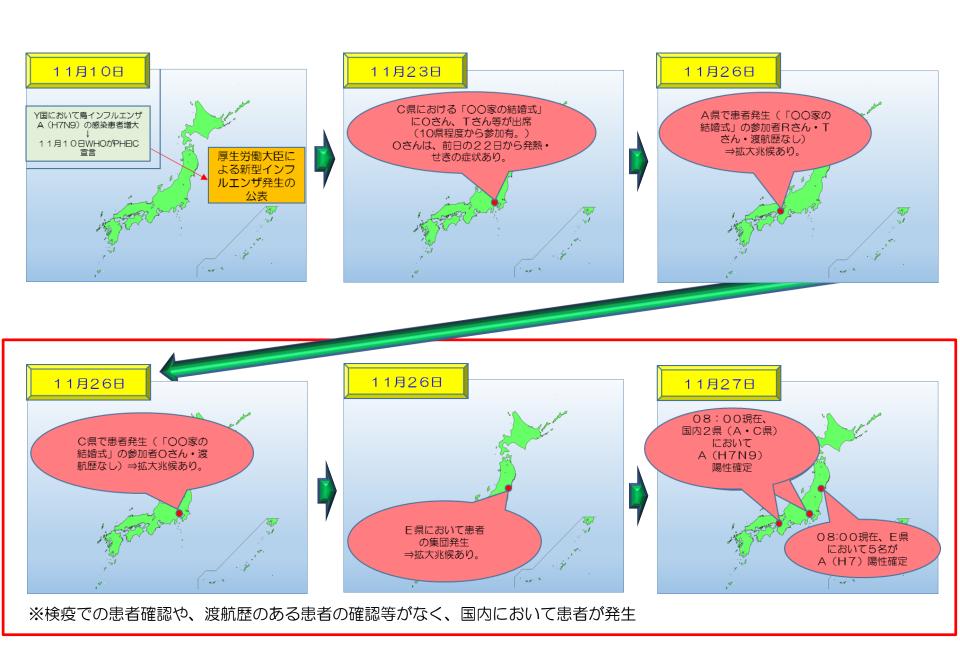
- 11月10日未明より、緊急委員会の助言を受けたWHO事務局長が記者会見を行い、「Y国において、A(H7N9)ウイルスが持続的にヒトーヒト感染しており、国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態(PHEIC)に該当する」旨を公表。
- WHOは、現地派遣団をY国に派遣し、死亡した患者について、成人においては肺炎、小児においては脳症による死亡が多数であることを公表。
- WHOは、Y国で発生したA(H7N9)ウイルスに対し、抗インフルエンザウイルス薬の有効性があることを公表。

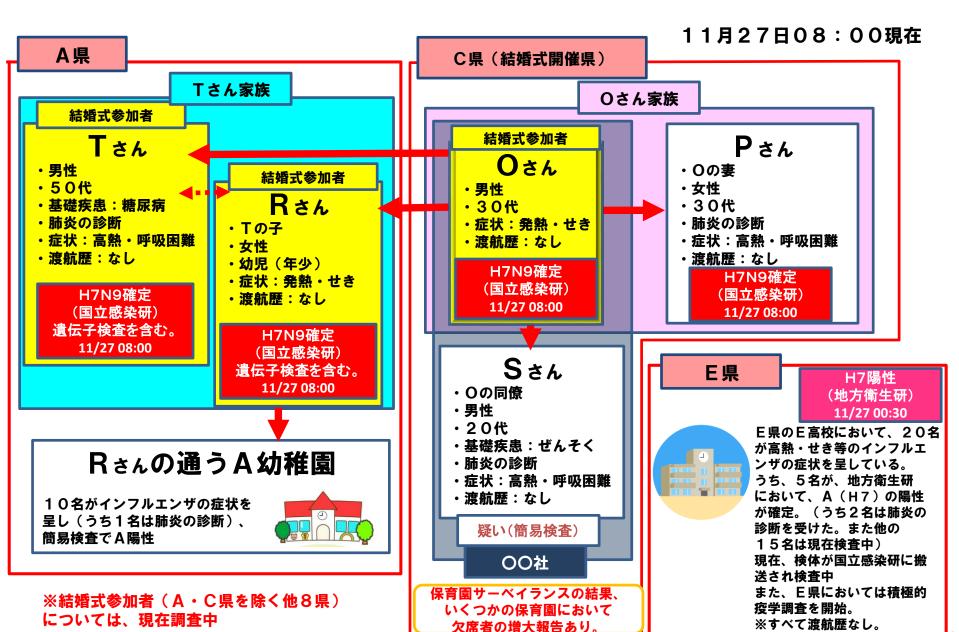
## 3. 日本国の状況

- 11月10日、WHO事務局長の記者会見を踏まえ、厚生労働省は、Y国で発生した A(H7N9)を「新型インフルエンザ等感染症」と判断。速やかに、特措法第14条に基づき、 総理へ同発生を報告。総理からは「特措法に基づき、政府対策本部を設置せよ。」との指 示。
- 上記指示を受け、同日、政府対策本部を設置し、基本的対処方針を決定

## 4. その他の地域の状況

○ Y国のほか数か国において公表された感染症例が増加傾向である。





3

# 訓練想定4

